○国土交通省告示第八百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県輪島市杉平町

木戸谷内　八九番一　一号

九一番　二号

九四番一　三号

一〇〇番　四号

谷内川　九番　五号

八番一　六号

二八番　十号

三三番　十一号

五一番　十二号

一八番　十六号

二番　十七号

一番　十八号

八　三一番二　七号

三一番三　八号及び九号

五番　十三号

四番　十四号及び十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉垣川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県羽咋郡志賀町

倉垣四弐　四五番二　一号

一一番　十二号

倉垣寅　一五番　二号

一四番二　三号

一四番一　四号

一三番一　五号

一二番一　六号から九号

一一番　十号

倉垣四壱　三七番　十一号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県小松市瀬領町

チ　一九七番　一号及び二号

マ　五番一　三号

五番三　四号

五番六　五号

五番九　六号

五番一一　七号

五番一二　八号

六番一　九号

六番一五　十号

七番四　十一号

七番五　十二号

七番六　十三号

七番七　十四号

七番九　十五号

七番十　十六号

丁　七六番　十七号

○国土交通省告示第八百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小川平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十二年国土交通省告示第百四十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界に沿って結んだ線、標柱十一号から標柱二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県青森市大字滝沢

字小川平　六番一

一号から四号まで及び十七号から二十号まで

九三番

字住吉　二二三番六八　六号

二二三番七一　七号及び八号

二四八番八　九号及び十号

二四八番七　十一号

二四八番一　十二号から十五号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九艘泊川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千四百九十五号で指定した同号八のロに掲げる土地の区域を除く。）

青森県むつ市脇野沢

源藤城国有林九八三林班

ち小班[1]　一号から五号まで

ル小班　八号及び九号

カ小班　十号及び十一号

九艘泊　四八一番　六号及び七号

一三八番二　十二号

二二六番一　十三号

○東北地方整備局告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月三十日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　県北都市計画道路事業三・四・百十九号栄町大笹生線

三　事業施行期間　自平成二十三年八月三十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県福島市泉字早稲田、南沢又字柳清水及び字桜内地内

使用の部分　福島県福島市泉字桜内地先

○関東地方整備局告示第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　取手都市計画道路事業三・四・三号上新町環状線

三　事業施行期間　自平成二十三年八月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県取手市東一丁目、二丁目及び四丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
長崎県北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎一三六番二から佐世保市中里町一九九四番一まで	敷地の幅員	延長
	二四・〇〇メートル～三七五・〇〇メートル	四・一六六キロメートル
	二四・〇〇メートル～三六四・〇〇メートル	四・一五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所